

資料貸出要項

1 貸出資料（各貸出資料一覧表を参照）

（1）資料の種類（全8種類）

沖縄戦実物資料、沖縄戦写真パネル、沖縄戦の絵パネル、児童・生徒の平和メッセージ展入賞作品パネル、世界人権宣言絵画パネル、平和のウムイ地域版セット、平和学習キット、戦争体験証言ビデオ

（2）貸出期間（返却日を含む）

- ・平和のウムイ地域版セット、平和学習キット、戦争体験証言ビデオは2週間以内
- ・それ以外の資料については、1ヶ月以内

（3）貸出数量

- ・沖縄戦実物資料、沖縄戦写真パネル、沖縄戦の絵パネル、世界人権宣言絵画パネル、児童・生徒の平和メッセージ展入賞作品パネル … 合わせて20点以内
- ・平和のウムイ地域版セット及び平和学習キット … 各2セット以内
- ・戦争体験証言ビデオ … 5本以内

2 貸出の許可

資料の貸出は、資料館が適切と認める公共団体及び任意団体が、沖縄戦の実相又は教訓を伝え、平和の発信に資する学習又は展示活動等で使用することに対して許可する。

*戦争体験証言ビデオについては、個人の申請（学習目的）も可能。

3 申請について

（1）申請の方法

申請者は、あらかじめ電話にて資料の貸出ができるかについて、電話にて確認する。その後、貸出申請書（所定の1～4号様式）を当館HPよりダウンロードし、申請事項を記入し、当館あてにFAXで送信する。その後、原本を送付する。

（2）申請期日

申請する際には、原則として、貸出日の2週間前までに行うこと。

（3）費用について

資料の貸出は無料。貸出に係る送料等は申請者の負担とする。

（4）その他

任意の団体については、事業企画書（書式は任意）を提出すること

5 貸出条件

- ・資料の利用者は、責任をもって保管しなければならない。
- ・資料の利用者は、貸出資料を貸出申請理由以外の目的で使用してはならない。
- ・資料の利用者は、貸出資料を他人に譲渡または貸与してはならない。
- ・資料の利用者は、貸出資料の複製または原型に変形を加えてはならない。
- ・資料の利用者は、貸出資料を紛失し、または著しく汚損し、もしくはき損した場合は、これを原型に復し、または相当の代価をもって損害を賠償しなければならない。

6 特記事項

(1) 返還について

- ・資料の利用者は、貸出資料を返還する際には貸出許可証も同時に返付しなければならない。
- ・資料を期限内に返還できなかった場合は、遅延理由書を提出しなければならない。
- ・利用者が貸出資料を返還する際の輸送方法は、原則として、専門的技量を有する輸送業者扱いとすること。

(2) 利用後の提出書類

利用者は、貸出資料利用報告書（所定の6号様式）を提出すること

*戦争体験証言ビデオは報告書の提出はしなくてよい

(3) その他

利用者が利用条件に違反したときには許可を取り消す。許可の取消で生じた損害について、沖縄県及び資料館はその責を負わない。

沖縄県平和祈念資料館

〒901-0333 沖縄県糸満市摩文仁 614-1

TEL : 098-997-3844 FAX : 098-997-3947